市政記者各位

経済観光文化局総務・中小企業部経営支援課 (福岡市中小企業サポートセンター)

「福岡市経営安定化特別資金(セーフティネット4号等)」 認定申請の方法を原則郵送に変更します。

福岡市中小企業サポートセンターにおいて新型コロナウイルス感染症の患者が発生したことを受け、感染症対策のため、今後は、融資窓口における保証認定手続き(セーフティネット保証4号・危機関連保証)を原則郵送に変更いたしますのでお知らせいたします。郵送申請の詳細については別紙をご覧ください。

なお、本日、博多保健所による調査の結果、患者の従事状況とセンターにおける感染防止対策(ビニールカーテンの設置、従事者のマスク着用など)を総合的に判断し、「センター来訪者、従事者を含め濃厚接触者に該当しない」との見解を得ております。

【変更後】

原則、郵送でのみ受付(事前にオンライン申請が必要)

※郵送書類受領後、書類に不備が無ければ、3~5営業日で認定申請書をお届け します。(郵送による返送)

セーフティネット保証5号及び、セーフティネット保証4号・危機関連保証の運用緩和 (創業1年1か月未満、店舗拡大等)の認定手続きについては、引き続き融資窓口で申請 を受け付けます。4月24日(金)より申請受付(福岡商工会議所ビル4階)を再開いたしま す。

【お問合わせ先】

福岡市経済観光文化局総務・中小企業部経営支援課 山下電話 441-0051

セーフティネット保証4号,危機関連保証認定書

郵送申請

※事前にオンライン受付が必要です

書類到着後3~5営業日で 送付いたします。





1. WEBで事前受付

福岡市HP「郵送申請受付フォーム」に必要事項を入力し受付を完了してください。





2. 申請書類をメールでご案内

当日または翌日(土,日,祝の場合は翌営業日)までに,ご登録のEメールアドレス宛に申請書,その他の必要書類についてのご案内をEメールでお送りいたします。





3. 必要書類を郵送

Eメールの案内に沿って必要書類を準備し,指定された提出先へ 書類を郵送してください。





4. 書類審査

書類到着後,内容を審査いたします。 (書類の不備等がある場合はEメールにてご案内します。 その場合,追加の書類等を送付いただきますので,さらに時間を要します。)





5. 認定書の受け取り

審査完了後,ご指定の住所へ認定書を発送いたします。

パソコンやスマートフォンの利用ができない方



電話で必要事項の聞き取りを行います

2019年、2020年それぞれの売上高が分かるもの(**月ごとの売上高**) をお手元に準備のうえ、お電話ください。

郵送申請受付:092-441-2027 092-441-1232

※電話での受付後に申請書、その他の必要書類のご案内を郵送します。

(その後は上記3~5と同じ)

詳細はホームページをご覧ください。

福岡市中小企業サポートセンター